

ISA 220 (改訂)

監査チームの定義

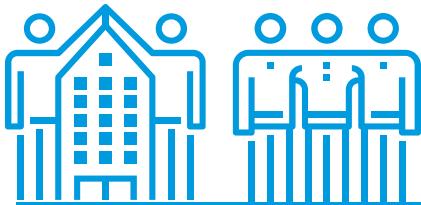


ファクトシート

IAASB

International Auditing
and Assurance
Standards Board

ISAs¹及びISQMs²における「監査チーム」の定義



IAASBの品質マネジメントプロジェクトの一環として、監査事務所及び業務レベルにおける品質マネジメントを改善するために「監査チーム」の定義が改訂、明確化された。

新たな定義は、以下のとおりである。

監査チーム：

監査業務を実施する全ての社員及び専門職員並びに当該業務において監査手続を実施する他の全ての者で、監査人が利用する外部の専門家及び業務において直接支援を行う内部監査人を除く。

ISA 220（改訂）³ 第12項(d)

定義に対して行われた重要な変更は、従前の定義に含まれていた「当該業務において監査手続を実施する監査事務所又はネットワーク・ファームによって雇用されている者」を「当該業務において監査手続を実施する他の全ての者」として、明確化したことである。類似の定義は、他の種類の業務について、ISQM 1⁴ 第16項(f)で使用されている。



変更による影響：ISA 220（改訂）は、監査チームが一ヵ所又は複数の地理的な所在地に分散して構成される、又は実施する活動ごとに組織されるなど、多様な組織形態が存在する可能性があることを認識している。新たな定義では、ISA 220（改訂）の他の改訂と合わせて、以下を認識している。

- 監査チームは、（例えば、遠隔地での固定資産の実査や実地棚卸の立会など具体的な手続を実施するために）ネットワーク・ファームではない他の監査事務所の者を含む可能性がある。
- 監査チームには、シェアードサービスセンターの者⁵（例えば、外部確認の手続を実施するため）又はサービス・プロバイダーの者が含まれる可能性がある。シェアードサービスセンターは、同じ監査事務所の一部か、又は、監査事務所のネットワーク内の他の監査事務所である可能性がある。
- グループ監査では、構成単位の監査人は、監査事務所、ネットワーク・ファーム、又はネットワーク・ファームではない監査事務所の者である可能性がある。

¹ 國際監査基準

² 國際品質マネジメント基準

³ ISA 220（改訂）「財務諸表の監査における品質マネジメント」

⁴ 國際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」

⁵ シェアードサービスセンターについての詳細な説明については、ISA 220（改訂）A18項参照

本公表物はISAを修正又はそれに優先するものではなく、ISAのみが規範性を有する。本公表物の翻訳はISAの翻訳の代替にならない。ISAに従って監査を実施するに当たり、業務に関連する全てのISAを遵守することが要求される。本公表物で取り上げる質問は網羅的ではなく、設例は例示目的のみで提供されている。

ISA220（改訂）はまた、監査業務に関する者は監査事務所と直接契約関係にある又は雇用されている必要はないが、監査手続を実施する際、その業務が適切に指揮、監督及び査閲される必要があることを認識している。したがって、監査チームの定義に対する改訂は、監査チームメンバー各自の所在地又は雇用形態にかかわらず、監査手続を実施する場合は監査チームの一部に該当するという原則を支持する。



定義からの除外



一方、従前の定義と同様に、監査チームには、監査人が利用する外部の専門家及び監査業務に対する直接支援を行う内部監査人は含まれない。この理由は、監査チームは、外部の専門家、及び監査業務に対する直接支援を行う内部監査人の業務について、監査手続を実施する責任を負うためである。⁶

ISA 620では、監査人が利用する専門家の定義から、会計又は監査において専門知識を有する者や組織が除外されることには留意すべきである。⁷

監査業務において監査手続を実施する会計又は監査の専門分野で専門知識を有する者は、監査チームのメンバーである（コンサルテーションは、ISA220（改訂）の中で別途扱われるため、監査業務への関与がコンサルテーションに限定される者を除く。）。⁸

⁶ ISA 610（2013年改訂）「内部監査人の業務の利用」及びISA 620「監査人が利用する専門家の業務の利用」には、それぞれ、内部監査人、監査人が利用する専門家の業務の利用に関する決定における、監査人に対する要求事項が含まれている。

⁷ ISA 620 第6項(a)

⁸ ISA 220（改訂）A19項

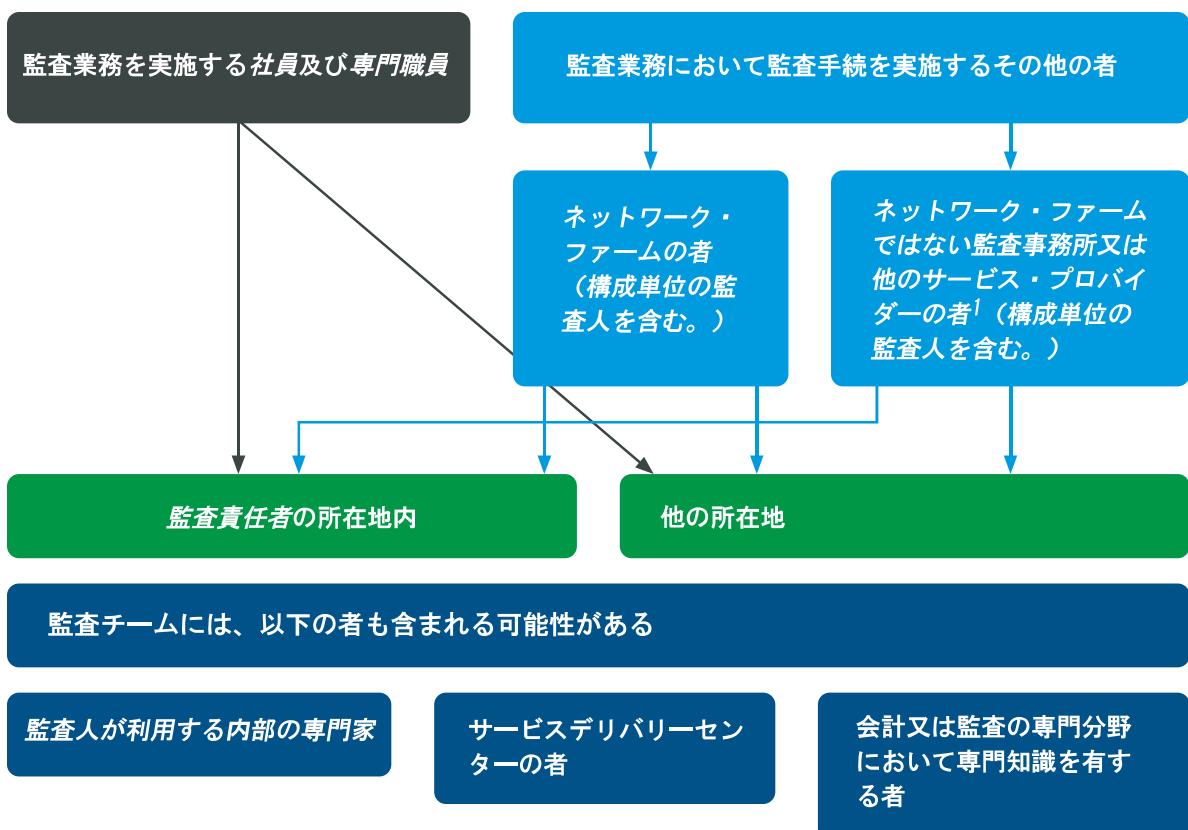
誰が監査チームに含まれるか？^{9,10}

下記の図は、監査チームに含まれる者及び除外されることが明確である者を示している。

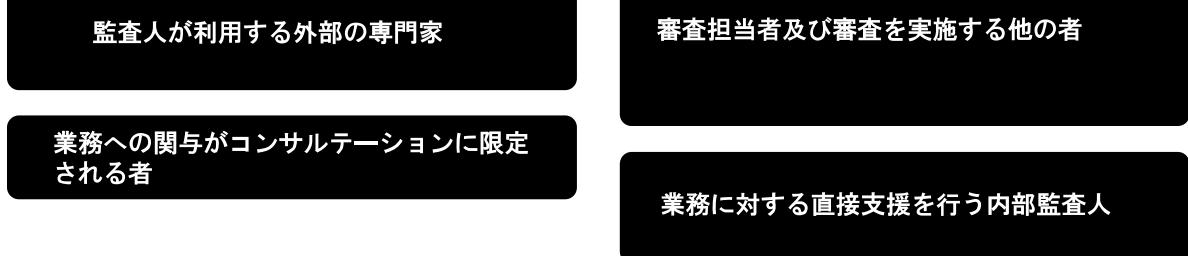
斜体の用語は、IAASBの「用語集」で定義されている用語であることを示す。

右側の参照先は、ISA 220（改訂）の関連する項目である。

監査チームには、以下の者が含まれる。



ただし、監査チームには、以下の者は含まれない

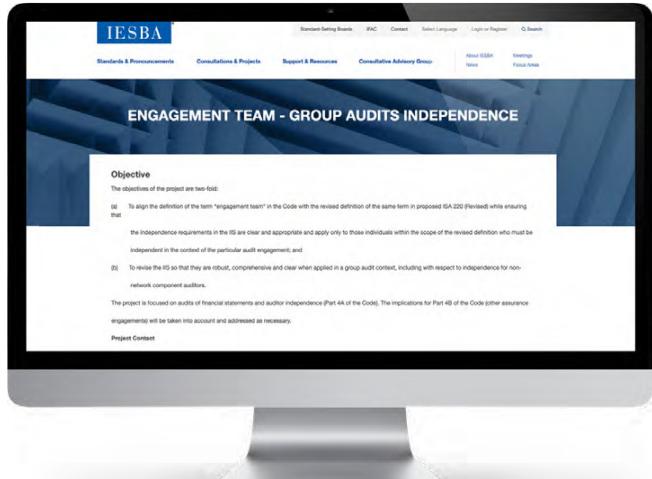


⁹ ISQM 1において定義

¹⁰ 用語集における「監査人が利用する専門家」の定義を参照

国際会計士倫理基準審議会（IESBA）との連携

IAASBとの連携の下、IESBAは「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（以下「倫理規程」という。）に記載の監査チームの定義について、ISA 220（改訂）及びISQM 1における同じ用語の改訂後の定義と整合させるプロジェクトを実施している。本プロジェクトは、また、独立性の観点から、監査チームの定義に対する変更の影響についても対処している。



IESBAプロジェクトに関する情報は、IESBAウェブサイトで入手可能である。

IAASBについて

IAASBの目的は、高品質の監査、保証及びその他の関連する基準を設定し、国内外の監査及び保証基準の収斂を促進することにより公共の利益に資することであり、それにより、世界中の業務の質と一貫性を高め、グローバルな監査及び保証の専門家に対する信頼を強化することにある。

IAASBは、IAASBの活動を監視する公益監視委員会、及び基準、ガイダンスの策定に公益の助言を提供するIAASB諮問助言グループが関与する共通の基準設定プロセスの下で、全ての会計専門家が使用する監査及び保証基準並びにガイダンスを策定している。IAASBの運営をサポートする体制とプロセスは、国際会計士連盟（IFAC）によって支援されている。

当審議会の基準等の最新動向は、
ソーシャルメディアでフォロー
願います。



@IAASB_News



@IAASB



IAASB on YouTube

IAASBの運営をサポートする体制とプロセスは、国際会計士連盟®又は(IFAC®)によって支援されている。IAASB及びIFACは、本公表物の内容を信頼して行為を行ふか又は行動を控えることによって生じる損失について、当該損失が過失により生じたものであれ、他の原因によるものであれ、一切責任を負わない。

著作権© 2022年4月IFAC 無断複写複製を禁ずる。

「International Auditing and Assurance Standards Board」、「International Standards on Auditing」、
「International Standards on Assurance Engagements」、「International Standards on Review Engagements」、
「International Standards on Related Services」、「International Standards on Quality Control」、
「International Auditing Practice Notes」、「IAASB」、「ISA」、「ISAE」、「ISRE」、「ISRS」、「ISQC」、
「IAPN」、及びIAASBロゴは、米国及びその他の国におけるIFACの商標、IFACの登録商標及びサービスマークである。
著作権、商標、及び情報利用の許可に関しては、許可申請ページにアクセスするか、permissions@ifac.orgまで問い合わせること。

2022年4月に国際会計士連盟(IFAC)の国際監査・保証基準審議会(IAASB)によって、英語で公表された「国際監査基準220(改訂)：「監査チームの定義」ファクトシート」は、2022年7月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFACの許可を得て複製されている。全てのIFACの文書の正文

は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

ISA 220 (REVISED): DEFINITION OF AN ENGAGEMENT TEAM FACT SHEETの英語文 © 2022年4月
国際会計士連盟(IFAC)。無断複写複製を禁ずる。

「国際監査基準220(改訂)：「監査チームの定義」ファクトシート」の日本語文 © 2022年7月
国際会計士連盟(IFAC)。無断複写複製を禁ずる。

原題：ISA 220 (REVISED): DEFINITION OF AN ENGAGEMENT TEAM FACT SHEET

本翻訳の複製、保存、送信又は他の類似する使用については、permissions@ifac.orgへ問合せの上、許可を得なくてはならない。